

6. 受講効果の把握方法										
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験・進級試験等の具体的基準)	<p>・授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。(早稲田大学大学院学則 第11条 単位の認定)</p> <p>・授業科目に関する試験は、当該研究科運営委員会等の定める方法によって、毎学年末、またはその研究科運営委員会等が適当と認める時期に行う。(早稲田大学大学院学則 第12条 第1項 試験および成績評価)</p> <p>上記学則を踏まえ、下記の通り運用している。 各科目によって構成要素は異なる(各教員の作成するシラバスの評価方法に依る)が試験(中間・または期末)・レポート(中間または期末)・授業参加率・授業貢献度・ディスカッション・ケース討議・プレゼンテーションなどを総合的に勘案して判断する。</p>									
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	本プログラム所定の単位修得による。成績評価は原則としてA+、A、B、C、Fの五級に分ち、A+、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。また、特定の科目についてPおよびQの二級に分け、Pを合格、Qを不合格とし、学期ごとに評価する。									
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本プログラムに2年以上在学し、50単位以上を修得し、プロジェクト研究および研究指導における指導を受けて専門職学位論文を執筆し、論文の審査および試験に合格し、かつ総合成績が所定の水準に達している者。									
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各履修科目においては、本プログラム所定の単位修得による。なお、本プログラムの総決算となるプロジェクト研究論文においては、学生1名に対して主査(指導教員)1名と副査1名の計2名で論文審査を行う。また、論文提出後に主査・副査による公開審査会(プレゼンテーションの審査)を行い、主査・副査の2名の審査結果の合算により合否を決定する。なお、公開審査会は本研究科の在学生にも公開する。審査項目を予め明確に設定し、学位論文として相応しい質と量、内容と水準を求めている。									
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法										
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	各履修科目における試験やレポートのフィードバック、講座全体を通じたプロジェクト研究論文作成についての助言・指導。									
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	就職関連の情報の提供及び相談に応じている。									
8. その他の事項										
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人早稲田大学		(代表者名: 田中愛治)							
住所及び連絡先	東京都新宿区戸塚町1-104		TEL 03-3203-4141							
施設名称及び施設長名	大学院経営管理研究科		(施設長: 竹原均)							
住所及び連絡先	東京都新宿区西早稲田1-6-1		TEL 03-5286-8719							
苦情受付者	氏名 鈴木圭司 所属 経営管理研究科	事務担当者	氏名 上野・太田 所属 経営管理研究科							
連絡先	TEL 03-5286-8719	連絡先	TEL 03-5286-8719							
専門実践教育訓練経費 (2024年度入学者) 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		3,420,000 円							
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		300,000 円							
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)		円							
			<table border="0"> <tr> <td>第1期</td> <td>730,000 円</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>730,000 円</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>830,000 円</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>830,000 円</td> </tr> </table>	第1期	730,000 円	第2期	730,000 円	第3期	830,000 円	第4期
第1期	730,000 円									
第2期	730,000 円									
第3期	830,000 円									
第4期	830,000 円									

	第5期	円
	第6期	円
	(うち、必須教材費)	円)
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		46,000 円
① 任意の教材費(税込額)		0 円
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円
③ 施設維持費(税込額)		0 円
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)		46,000 円
3. 総額 (1 + 2) (税込額)		3,466,000 円

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。